

集中対策の終了及び広島県の対処方針の改正について

令和3年10月11日

1 概要

本県の感染状況は、全県及び広島市においても安定的に警戒基準値を下回る状態となることが見込まれるため、緊急事態措置の終了後、10月1日から取り組んできた「集中対策」については、10月14日をもって終了することとし、外出の削減など行動制限や営業時間の短縮など施設の使用制限に係る要請について、解除する。

一方、今後も感染の再拡大を回避し、現在の感染状況を維持していく必要があることから、継続的に取り組む事項について、次のとおり「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」（以下、「対処方針」という。）を改正する。

2 改正後の対処方針の施行日

令和3年10月15日（金）

3 対処方針（案）の主な改正内容

（1）今後の対処に関する方針

○ワクチン接種の円滑な実施

・若年層を中心に更なる接種率の向上に向けて、接種促進

（2）県民、事業者、行政が連携して取り組む重要事項：「広島積極ガード」

○広島積極ガード店を基盤とした第三者認証制度の普及と認証取得店の拡大

・感染の拡大を最小限に抑えながら、経済活動を継続

（3）県民に対する要請

○会食や飲食店の利用に関して要請事項を修正

・「広島積極ガード店ゴールド」認証店舗等の利用（当面の間は、「広島積極ガード店」、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」を含む。）

（4）事業者に対する要請

○飲食店等に対し、「広島積極ガード店ゴールド」取得の協力要請

（5）その他

○10月15日以降のイベント開催条件の変更

・21時までの時間短縮の働きかけを解除

（10月30日までは、人数上限の経過措置を継続。）

○集中対策における要請の解除等について

| 区分 | 要請内容（行動制限、施設の使用制限） | | 広島県の対処方針（案）（10／15～） |
|----------|---|--|--|
| | 広島市・東広島市・府中町・海田町 | | それ以外の地域 全県域 |
| 外出削減 | <ul style="list-style-type: none"> ○外出の半減 ○特に21時以降は更に削減 | <ul style="list-style-type: none"> ○外出の半減 | <p>【基本的な感染防止の徹底】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「3つの密」回避、マスク、手洗い（消毒）、時差出勤、人ととの距離確保 ・発熱時は外出を控え、積極ガードダイヤル ・W e b会議、テレワークの積極的な活用など |
| 職場への出勤等 | <ul style="list-style-type: none"> ○出勤者割合の7割削減を目標 ○特に21時以降は勤務を抑制 | <ul style="list-style-type: none"> ○出勤者割合の7割削減を目標 | <ul style="list-style-type: none"> ○業種別ガイドライン遵守など感染対策 ○参加人数の限度 左表に同じ |
| イベントの開催 | <p>(A) 収容率：大声の有/無 50%／100%</p> <p>(B) 人数上限：「5,000人」、「収容定員の50%（10月30日までには≤10,000人）」の大さきの方</p> | <p>※営業時間の短縮（21時まで）の働きかけは解除</p> | <p>⇒</p> |
| 営業時間の短縮等 | <p>○営業時間の短縮（21時まで）【働きかけ】</p> <p>『酒類を提供する飲食店等』</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広島積極ガード店ゴールド認証店 ・営業時間を5時から21時までに短縮 ・酒類の提供は11時から20時まで ・同一グループ・同一テーブルへの入店案内は原則4人以内 <p>○その他の店舗</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業時間を5時から20時までに短縮 ・酒類の提供は11時から19時30分まで ・同一グループ・同一テーブルへの入店案内は原則4人以内 <p>『飲食を中心とする店舗』</p> <ul style="list-style-type: none"> ○カラオケ設備の利用自粛 <p>『大規模施設等の管理者』</p> <p>○営業時間の短縮（21時まで）【働きかけ】</p> | <p>○同左</p> <p>○同左</p> <p>○これら（上記）の地域からの来訪者との面会する時も感染リスクを考慮して行動</p> | <p>○同左</p> <p>○同左</p> <p>○連絡先が不明な者との会食は避けること。</p> |
| 他地域との往来 | <p>○緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域との往来は、最大限自粛。</p> <p>○都道府県が住民に対して不要不急の外出自粛を要請している地域等との往来は、慎重に判断</p> <p>○広島市、東広島市、府中町及び海田町との往来は、感染防止策を徹底するなど注意</p> <p>○同居する家族以外での会食等は控える。</p> <p>ただし、同居する家族以外での会食等にあって、飛沫感染防止対策等がとられている飲食店を利用する場合、自宅や屋外において飛沫感染防止対策等を徹底する場合は、その限りとしない。</p> | <p>○営業時間の短縮要請に応じていない飲食店等の利用を控える</p> | |
| 飲食店の利用等 | | | |

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 広島県の対処方針

「広島積極ガード宣言」

～ あなたの健康をみんなで守る。みんなの健康をあなたが守る。～



「広島積極ガード宣言」



令和3年10月11日改正

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部

新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針

「広島積極ガード宣言」～ あなたの健康をみんなで守る。みんなの健康をあなたが守る。～

令和2年5月15日制定（令和3年10月11日一部改正）

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部

令和2年5月15日制定の「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」（広島積極ガード宣言）を次のとおり見直し、これに基づき、引き続き、感染の予防及び感染の拡大防止を図る。

1 基本的事項

（1）新型コロナウイルス感染症の発生状況

- 令和2年1月15日、国内で最初の感染者が確認されてから約1年9ヵ月が経過した。この間、感染は繰り返し拡大し、その度に感染者数は多く、拡大スピードは速くなっている。緊急事態措置やまん延防止等重点措置も繰り返し実施されることとなり、今夏の感染拡大は、首都圏で医療提供体制の維持が困難となるなど、感染爆発と言える状況に陥った。8月下旬以降は、新規感染者数の急激な減少が見られる。
- 一方、発症・重症化の予防、社会・経済活動の回復に向けて期待されるワクチン接種は、2回目の接種を終えた人の割合（人口比）は6割を超えており、また、重症化リスクを低減する中和抗体薬の投与が開始されるなど、軽症者用の薬剤の開発も進んできている。
- 本県では、令和2年3月7日に最初の感染者が確認されて以降、感染拡大と収束が繰り返し発生した。令和3年7月中旬からの感染は、感染力の強いデルタ株、夏休みやお盆など人の移動の活発化が重なり、これまで最大規模の拡大となつたが、より早い段階で強い対策を実施する「早期集中対策」、「まん延防止等重点措置」、「緊急事態措置」の実施など機動的な対策を講じて、医療提供体制がひっ迫することなく、現在、感染状況は改善してきている。
- これまでの感染の状況を見ると、まず、大都市圏において感染が拡大し、当該地域との人の移動（流入）を通じて県内に感染が持ち込まれ、飲食の場、職場、更には家庭内を通じて感染の拡大が引き起こされているため、大都市圏における感染拡大に注意を払う必要がある。

（2）本県の取組の状況

- 「広島積極ガード宣言」（令和2年7月21日）のもと、県民、事業者、行政が連携して、感染拡大防止対策に取り組んでいる。
- 感染が発生した場合の積極的疫学調査については、より広範な調査により感染者の早期発見と早期対応を図るほか、PCR検査など検査能力の増強と相談・受診体制の整備、医療福祉クラスター対応班による施設への早期介入と感染管理指導によるクラスターの早期収束を図っている。
- 医療提供体制については、感染者を受け入れる入院病床や軽症者等に係る宿泊療養施設の確保に取り組んでおり、重症者数や療養者数に応じて、効率的・弹力的に対応していくこととしている。
- 感染防止対策の強化・緩和にあたっては、ステージのどの段階に該当するかを「見える化」した基準と、感染のまん延防止対策を講じる目安となる「警戒基準値」の設定により、地域の疫学的状況や医療状況に関するリスク評価を行いながら、適時・適切に判断することとしている。（別紙1「感染拡大防止に向けたステージごとの主な対応」）
- 併せて、感染状況に関する情報分析センターによる各種分析やデータサイトによる迅速かつ適切な情報発信やキーワード別に整理した感染事例の情報提供に努めている。

(3) 今後の対処に関する方針

- 専門家からは、
 - ・ 前回の集中対策解除時点では、首都圏において感染再拡大の兆しが見られ、令和3年7月の連休後には拡大基調となった。現時点でそうした兆しは見られないが、基本的な感染防止対策をこれまでどおり徹底していくことで、低い水準を維持することが重要であること。
 - ・ 感染再拡大の予兆を捉える県外人流指標やPCR検査によるモニタリング体制を維持し、県民に対しては、更に若年層への接種を加速する対策などワクチン接種の推進と、マスク着用や手指衛生などの基本的な感染防止対策の徹底及び早めの受検や受診を発信し続けていくこと。
 - ・ 軽症者用の治療薬である中和抗体薬が複数承認されたことから、医療提供体制については、感染者と判明後、早期に治療が開始できる体制を整えること。
 - ・ 新型コロナウイルスに感染し、その後倦怠感や咳といった症状が続く、いわゆる後遺症へ適切に対応できるよう、相談から診療に繋げられる体制を整えること。
- との提言がなされている。
- 本県においては、こうした状況を踏まえ、感染の拡大を最小限に抑えながら、社会・経済活動を継続することを基本とし、以下の事項について取組を強化していくこととする。
 - ・ PCR検査状況等のモニタリングを強化し、感染拡大の兆候を早期に把握するとともに、陽性検体のスクリーニング検査によりデルタ株等の変異株の発生状況を把握する。
 - ・ 感染拡大を防止するために、徹底して早期に新規感染者を捕捉して、クラスターの芽となる個別感染を囲い込み、感染の連鎖を遮断する。
 - ・ そのため、身近な医療機関で検査を受けられる体制を整備し、県民に体調不良時にはすぐ受診することを繰り返し呼び掛けるとともに、感染者の積極的疫学調査で幅広に検査を行う。
 - ・ 早期の新規感染者の捕捉が遅れてクラスターが発生した場合には、「医療福祉クラスター対応班」による施設への早期介入と感染管理指導を行う。
 - ・ 県民や事業者の基本的な感染対策、業種別ガイドライン遵守、感染リスクの高まる「5つの場面」、「季節の行事等」、十分な換気など「寒冷な場面」などにおける感染防止対策の確実な実践について情報発信する。
 - ・ 上記に掲げる事項も含め、県民や事業者との迅速かつ適切な情報発信を行う。
- 疫学的状況又は医療状況が悪化した場合は、別紙1「感染拡大防止に向けたステージごとの主な対応」により、再度、制限を強化し、まん延防止に取り組む。
- また、国において新たな対処方針等が示された場合は、必要に応じて見直しを行う。
- 感染防止対策の有効な手段であるワクチン接種について、一人でも多く1日でも早く接種を進め、若年層を中心に更なる接種率の向上に向けて、接種促進に取り組む。

(4) 他地域との往来、イベント等の開催について

- 他地域との往来については、移動先の感染状況や都道府県が出す情報などを確認して、当該都道府県内のリスクが高い地域との往来や施設の利用は控え、とりわけ、当該都道府県が使用を制限している施設の利用は慎むことを要請するとともに、感染拡大のおそれがある場合には、必要に応じて、警戒強化の呼びかけ又は強い要請を行う。
- イベント等の開催については、国の方針を参考に、開催規模要件（人数規模・収容率、飲食を伴わないこと等）等を設定し、その要件に沿った開催の要請を行うこととし、感染拡大のおそれがある場合には、必要に応じて、警戒強化の呼びかけ又はより強い要請を行う。

2 県民、事業者、行政が連携して取り組む重要事項：「広島積極ガード」

外出の自粛や休業の要請などの行動制限は、感染拡大防止の効果は非常に大きいが、一方で、社会的・経済的に大きな副作用を伴う。このため、行動制限を行う事態になる前に、県民、事業者、行政が、まさに一丸となって、感染拡大を最小限に抑えることが重要である。

行政は、徹底して早期に新規感染者を捕捉し、入院治療などの措置につなげ感染の連鎖を遮断していくこと、県民及び事業者は、基本に立ち返った感染防止策の徹底に取り組んでいく。

(1) 迅速かつ適切な情報発信

- 「新型コロナウイルス感染症データサイト」により、新型コロナウイルス感染症に関する感染状況や変異株等に関する状況、医療提供体制の状況及び地域の疫学的状況や医療状況に関するリスク評価等を随時情報発信し、県民が正確な情報を迅速に得て、現状やリスクを正しく理解できる環境を整える。
- 在留外国人等に対して、関係団体と連携して多言語・やさしい日本語での情報発信やSNS等も活用した情報提供を行うとともに、大学生等に対して、感染リスクを高める行動（会食や飲み会等）への注意を徹底し、リスクが高まる「5つの場面」等を改めて周知・啓発する。
- また、季節の行事等についても注意を促す（各行事における注意点については、別紙2「2季節の行事等における注意点」のとおり）。

(2) 「広島コロナお知らせQR」などのデジタル技術の積極的な活用

施設などに掲示されているQRコードをスマートフォンなどで利用の都度読み取り、メールアドレスを登録した施設利用者に対して、感染者と同じ時間帯に同じ施設を利用したことが確認された場合に、感染者と接触した可能性があることを伝え、円滑にPCR検査を受けられるようする。

- 事業者は、県民が安心・信頼して飲食店等の利用やイベントへ参加できるよう「広島コロナお知らせQR」を積極的に導入し、読み込みを促進する。
- 県民は、感染者と接触した可能性があることを速やかに知ることができ、また、お知らせを受けた場合、連絡先を探す負担がなく、PCR検査の申込みや受診ができることから、「広島コロナお知らせQR」を積極的に利用する。
- 行政は、感染者の早期発見、PCR検査の円滑な案内、積極的疫学調査の効率的な実施につなげるため、飲食店を中心に普及を図るとともに、「マスク、消毒、QR」の呼びかけなどにより、飲食店等の利用者に積極的な登録を働き掛ける。併せて、国の接触確認アプリ（COCOA）の導入を促進する。

(3) 「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」等の推進

県民が安心して店舗を利用できるように、店舗において自主的に実施している感染症対策を分かりやすく伝える「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の増加を図るとともに、飲食店にあっては県が認証する「広島積極ガード店ゴールド」の普及を促進する。

- 行政は、関係団体と連携し、事業者に対して、感染防止のための業種別ガイドラインなどの周知、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」及び「積極ガード店」の普及、飲食店におけるアクリル板等のパーテーションの設置を進めるとともに、飲食店などを訪問し、感染症対策の取組状況を確認する。
- 「広島積極ガード店」は県内飲食店の8割以上が登録しているため、これを基盤に、今後は、第三者認証制度の普及と認証取得店の拡大を進める。
- 事業者は、業種別ガイドラインの遵守など、各店舗の実情に合った適切な感染防止対策を講じるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」として宣言するほか、適宜、ガイドラインの見直しを行う。
- 「広島積極ガード店」は、より感染防止対策が徹底できる「広島積極ガード店ゴールド」の取得に努める。
- 県民は、上記の取組を行っている店舗を積極的に利用する。

(4) 医療機関及び高齢者施設等でのPCR検査の徹底

感染防止対策を徹底するとともに、発熱等の症状の有無に関わらず積極的、定期的なPCR検査を実施できる体制を整えることで、施設の安全性を確保する。

- 医療機関は、検査機器の導入などにより、感染リスクの高い医療従事者を中心に検査を実施する。
- 介護施設等の福祉施設は、重症化しやすい高齢者等、施設の従事者などをを中心に検査を実施する。

(5) 積極ガードダイヤル等の相談・受診体制

新型コロナウイルス感染症かどうか区別がつきにくい場合であっても、発熱等の症状、倦怠感などがあれば、しばらく様子を見ることなく、直ちに、身近な診療所などで受診して、検査を受けられるようにする。

- 県民は、「風邪かな?」と思ったら、かかりつけ医か「積極ガードダイヤル（受診・相談センター）」に相談することで、「診療・検査医療機関」の早期受診と「受診控え」による健康上のリスクが高まることを回避できる。
- 相談先の医療機関で対応できない場合は、診療・検査ができる他の医療機関を紹介するほか、相談する医療機関に迷う場合には、積極ガードダイヤル（受診・相談センター）が案内する。
- 行政は、県民への周知を図るとともに、検体の円滑な集荷搬送や検体数の増加に対応できる検査体制の構築に取り組む。

(6) 感染拡大の防止と積極的疫学調査の徹底

- 感染拡大を防止するためには、徹底して早期に新規感染者を捕捉し、感染の連鎖を遮断する必要がある。
- 感染者の積極的疫学調査においても、できるだけ広範囲に検査を実施することが、感染の連鎖を遮断するためには重要となる。
- そのため、保健所設置市と情報共有を行い、積極的疫学調査で感染者の探索や潜在的な感染者の囲い込みを行うほか、必要な場合、P C R検査の集中実施を行う。

【積極的疫学調査の徹底】

- ・ 感染者と発症前14日間など一定期間に同一空間に居た者を「接触者」として、また感染者と感染可能期間に同一空間にいた者を「濃厚接触者等」として「症状の有無を問わず検査対象とする」など、広範な調査を行い感染者の早期発見を推進する。
- ・ 居場所が切り替わる場面である休憩室や喫煙室での感染が疑われる事例が確認されていることから、職場においては感染者と接触可能性のある従業員は幅広く検査の対象とする。飲食店において従業員が感染していた場合は、勤務時間帯の従業員や来店者は検査の対象とする。
- ・ 広島コロナお知らせQRの通知メールを受け取った方には、積極的に検査を行う。
- ・ 公表に関して、陽性と判明した後、速やかに、年齢、居住地、症状、入院等状況及び他事例との関係に絞り込んで公表することにより、個人情報を守秘することで、聞き取り調査の精度を上げつつ、調整に要する時間を短縮し、積極的疫学調査の効果を上げる。
- ・ また、集団発生事例や不特定多数との接触が疑われる事例は、個別に詳細を公表し、また、感染拡大防止のために必要がある場合には、施設名等を含め積極的に公表を行うとともに、発生が続いている時期においては、定期的に発生状況について分析した結果を県が一括して公表する。

(7) ワクチン接種の円滑な実施

ワクチン接種は、元の日常生活を早く取り戻すための有効な手段であり、集団免疫を獲得するためには、一人でも多くの方が接種することが重要である。そのため、接種を希望する方に対しては、円滑に接種ができるよう、県・市町・医療関係団体で連携して接種を進める。

- 行政は、県民に対して、上記のようなワクチンの効果や副反応などの情報を周知するとともに、一般相談から専門的な相談まで対応できる窓口を設置する。また、県民の接種機会を確保するため、市町においては、ワクチンの接種体制を確保する。県はそれを補完する形で、県主体の大規模接種会場を設置するとともに、職域接種が円滑に実施できるよう関係団体と連携し企業や大学等を支援する。
- 事業者は、従業員等が円滑にワクチン接種できるよう休暇制度等を設けるなど環境を整備する。

3 県民に対する要請（新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項）

【基本的な感染防止の徹底】

- ア よく食べ・よく眠り・よく運動（体を動かす）するなど、健康を維持すること。また、予防接種や各種健診、その他、必要な治療は躊躇なく受けること。
 - イ 「3つの密」の徹底的な回避、体調管理、マスク着用、手洗い・咳エチケット、人と人の距離確保等を徹底し、十分な換気や適度な保湿を行うこと。
 - ウ 在宅勤務、時差出勤、自転車・徒歩通勤などにより、通勤時の人との接触を減らすこと。
 - エ 発熱等の症状がある場合は、外出を控え、かかりつけ医や積極ガードダイヤル（受診・相談センター）に連絡し、身近な診療所などで受診すること。また、イベントへの参加や他の都道府県との往来を行わないこと。
- ※ 家庭内における感染の防止については、別紙2「1 家庭内における感染防止の実践例」も参考に実践すること。

【積極ガードによる感染防止】

- オ 同居する家族以外での会食等は控えること。ただし、同居する家族以外での会食等にあって、次のカに掲げる物理的な対策等がとられている飲食店等を利用する場合、居宅や屋外のキャンプ場などにおいて飛沫感染防止（アクリル板等の設置または他者との間隔を1メートル以上もしくはマスク会食）、手指消毒及び換気を徹底する場合は、その限りとしない。
- カ 会食等で飲食店などを利用する場合は、県が認証する「広島積極ガード店ゴールド」を利用すること（当面の間、「広島積極ガード店」、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」を含む）。また、飲食店等が行う感染予防対策に協力すること。
- キ 「広島コロナお知らせQR」を積極的な利用や接触確認アプリのインストールなど、デジタル技術を積極的に活用すること。
- ク これまで国内でクラスターが発生している施設において、5（2）に基づく感染防止対策が実施されていない場合は、施設の利用を控えること。
- ケ 飲食店などにおいて大声で話したり、カラオケ、イベント、スポーツ観戦などで大声を出したりすることは控えること。
- コ 参加者及びその連絡先が把握できない状態では、会食は避けること。
- サ 感染リスクが高まる「5つの場面」が具体的にどこにあるのかについて考え、注意力の低下や気の緩みなどによる感染リスクに注意すること。

【他地域との往来、イベント等に係る感染防止】

- シ 移動先の感染状況や都道府県が出す情報などを確認して、当該都道府県内のリスクが高い地域との往来や施設の利用は控えること。とりわけ、当該都道府県が使用を制限している施設の利用は慎むこと。
緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施されている地域との往来は、最大限、自粛すること。また、都道府県が住民に対して不要不急の外出自粛を要請している地域又は直近7日間の10万人当たり新規陽性者数が10（※）人以上となっている地域との往来については、改めてその必要性を十分に検討し、慎重に判断すること。これらの地域からの来訪者と面会する機会がある場合、上記イ、オなど感染リスクを考慮した行動を行うこと。

※ 直近7日間の10万人当たり新規陽性者数は10人を超過すると急伸する傾向があり、また、公表日は実際の発症日とズレがあり、感染拡大期においては、当該数値より実際の感染が拡大していると推定されるためス 屋内外を問わず、密集状態等が発生する恐れのあるイベント等に参加しないこと。

【積極的疫学調査への協力】

セ 感染例が発生した場合には、まん延を防止する観点から、保健所が実施する積極的疫学調査に協力すること。

【誹謗中傷・差別の禁止】

ソ 新型コロナウイルス感染症の罹患は誰にでも生じ得るものであり、誤った情報や不確かな情報に惑わされ、人権侵害につながることがないよう冷静に行動するとともに、感染者及びその家族、医療福祉関係者、外国人などに対して、絶対に誹謗・中傷・差別しないこと。

また、ワクチンを接種していない人、接種できない人に対しても、絶対に誹謗・中傷・差別しないこと。

4 事業者に対する要請（新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項）

【基本的な感染防止の徹底】

ア 「3つの密」の回避、発熱者等の事業所等への入場防止や、飛沫感染・接触感染防止等、人との距離の確保など、各職場にあった感染症防止対策を徹底すること。

イ 業種別ガイドラインの遵守など、各店舗の実情に合った適切な感染防止対策を徹底すること。

ウ Web会議、テレワークの積極的な活用など出勤者数の削減に取り組むこと。また、出勤した場合にも、座席間の距離をとることや従業員の執務オフィスの分散などを促すこと。

エ 出勤する従業員に対して、時差出勤、自転車・歩行等による出勤を促すこと。

オ 従業員が体調不良を訴えた場合、休暇の取得と速やかな医療機関への受診を促すこと。

【積極ガードによる感染防止】

カ 飲食関連事業者などにおいては、感染防止対策を徹底した「広島積極ガード店」、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」として宣言し、「広島積極ガード店ゴールド」への移行を進めること。

キ 「広島コロナお知らせQR」や接触確認アプリなどのデジタル技術を積極的に導入すること。特に飲食店においては、「広島コロナお知らせQR」のQRコードを設置して利用者の登録を促すこと。

ク 従業員に対し、会食などで飲食店などを利用する場合は、県が認証する「広島積極ガード店ゴールド」を利用するよう促すこと。（当面の間、「広島積極ガード店」、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」を含む。）また、飲食店などにおいて大声で話したり、カラオケ、イベント、スポーツ観戦などで大声を出したりすることは控えるよう促すこと。

ケ 店舗や職場など、感染リスクが高まる「5つの場面」が具体的にどこにあるのかについて考え、業種別ガイドラインを確実に実践するとともに、十分な換気や適度な保湿を行うこと。

【他地域との往来、イベント等に係る感染防止】

- コ 移動先の感染状況や都道府県が出す情報などを確認して、当該都道府県内のリスクが高い地域との往来や施設の利用は控えること。とりわけ、当該都道府県が使用を制限している施設の利用は慎むこと。

緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施されている地域との往来は、最大限、自粛すること。また、都道府県が住民に対して不要不急の外出自粛を要請している地域又は直近7日間の10万人当たり新規陽性者数が10（※）人以上となっている地域との往来については、改めてその必要性を十分に検討し、慎重に判断すること。（具体的には、出張時期の変更やWeb会議への切替えの検討など）

※ 直近7日間の10万人当たり新規陽性者数は10人を超過すると急伸する傾向があり、また、公表日は実際の発症日とズレがあり、感染拡大期においては、当該数値より実際の感染が拡大していると推定されるため

- サ 5（1）「イベントの開催条件」に該当するものを除き、屋内外を問わず、大勢の者が参集し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント等の開催を自粛すること。

【積極的疫学調査等への協力】

シ 感染例が発生した場合には、まん延を防止する観点から、県及び保健所が実施する積極的疫学調査に協力すること。

ス 感染の恐れのある者を特定できない場合には、まん延を防止する観点から、施設名を自ら公表して利用者に検査や受診を呼びかけること等に協力すること。

〔新型コロナウイルス感染症が発生した場合における情報の公表について（補足）〕（令和2年7月28日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に沿って、クラスターなど感染者が発生し、感染経路の追跡が困難な場合は、感染拡大防止の観点から店舗名を公表する。また、業種別ガイドラインによる感染防止策が適切に講じられていなかったことが感染の要因であると考えられるときは、その旨を公表して感染防止策の徹底を促す。

5 催物の開催、施設の使用に係る協力要請（新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項）

（1）イベントの開催条件

業種ごとに業界団体が策定した感染拡大防止ガイドラインの遵守や「感染防止対策」を講じることを前提に、参加人数（人数上限、収容率要件）を目安として、イベント等を開催することができる。なお、今後の感染状況等により、取扱を見直すことがあり得るので留意すること。

イベント等の人数上限、類型ごとの収容率要件、事前相談等の手続きなどについては、別に定める。

また、当該イベントにおいてクラスターが確認された場合には、防止対策の実施状況について報告を求める。

（2）施設の使用条件、学校等における感染防止対策

施設の使用にあたっては、「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」の周知・徹底や産業保健職の活用などに努めること。

なお、これまでにクラスターが発生しているような施設については、業界団体が策定したガイドラインや県が策定した感染防止対策に加え、引き続き、次の取組への協力を要請する。

- ① 感染症患者が発生した場合に備え、施設利用者の利用状況及び連絡先の把握・管理をすること。
- ② 施設従事者及び利用者から感染症患者が発生した場合には、保健所が実施する積極的疫学調査に協力すること。
- ③ 感染の恐れのある者を特定できない場合には、まん延を防止する観点から、施設名を自ら公表して、利用者に検査や受診を呼びかけること等に協力すること。

学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校等）については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を踏まえた対応を行うこと。

また、大学、高等専門学校等においては、学生、生徒への基本的な感染防止対策の徹底に加え、会食等の注意喚起、学内や臨地での実習、寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底を図ること。

（3）飲食店における感染防止対策の取組

3 密の回避、発熱者等の事業所等への入場防止や飛沫感染・接触感染防止等、人との距離の確保など、「4 事業者に対する要請」に掲げる感染防止対策に取り組むこと。

また、施設等の従業員等のマスク着用を徹底するとともに、来店者・来訪者にもマスク着用を依頼すること。施設等の従業員等の安全を確保するためにも、マスク着用を拒む者の入店等を拒否すること。

飲食店等の施設の運営責任者は、飲食店等の施設において、次の感染防止対策を講じるとともに県が認証する「広島積極ガード店ゴールド」を取得に努めること（ここでいう飲食店には、接待を伴う飲食店（現行の風営法第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗）を含む。）。

- ① 飛沫感染防止対策
 - a 座席の3方をアクリル板やビニールカーテン等（以下「アクリル板等」という。）のパーテーションで仕切るなど、隣席及び向かい合う人との飛沫感染防止のための物理的な仕切りを設けること
 - b または、他者との間隔を必ず1メートル以上離すこと
 - c もしくは、マスク会食を全利用者に徹底させ、マスクを外した状態では会話を控えさせること
- ② 利用者への感染防止対策の徹底
 - a 店内入口に消毒薬を設置し、入店時等従業員が手指消毒の実施を呼びかけるなどを行い、手指消毒を徹底すること
 - b 飲食店利用者に対して飛沫感染防止対策を徹底させること。
- ③ 換気による感染防止対策（マイクロ飛沫対策）
密閉な状態を作らないために、換気扇やサーキュレーターの活用とともに窓・ドア等を定期的に開けるなどの換気を徹底すること。

6 施行期日

令和3年10月15日から施行する。

改正の履歴

| 改正日 | 主な改正内容 |
|----------------|---|
| 改正日：令和2年5月22日 | 5月31日まで、移動の自粛やイベント開催の制限等を要請 |
| 改正日：令和2年5月26日 | 5月25日に緊急事態宣言が解除されたことに伴う改正 |
| 改正日：令和2年5月29日 | 6月18日まで、移動の自粛やイベント開催の制限等を要請 |
| 改正日：令和2年6月18日 | 移動の自粛を解除し、7月9日までのイベント開催に係る人数上限を一部緩和 |
| 改正日：令和2年7月9日 | 7月31日までのイベント開催に係る人数上限を一部緩和 |
| 改正日：令和2年7月31日 | 飲食店におけるクラスター発生防止に向けた取り組みを記載し、「広島積極ガード宣言」を対処方針に位置づけ 警戒基準値を設定し、「広島コロナお知らせQR」の活用・ |
| 改正日：令和2年8月31日 | 風邪症状がある場合の早期の検査・「新型コロナ対策取組宣言店」制度の推進に向けて取り組むことを記載 |
| 改正日：令和2年9月15日 | 11月末までのイベント開催に係る人数上限や収容率要件を緩和 |
| 改正日：令和2年11月30日 | 冬場を迎えるにあたり、感染防止策の徹底や体調不良時の早期受診の呼び掛けなどを記載 |
| 改正日：令和3年2月17日 | 令和2年12月12日からの集中対策の終了を踏まえ、季節の行事等における注意点、飲食店の感染防止対策の取組と支援などを追記 |
| 改正日：令和3年7月8日 | 令和3年5月8日からの集中対策の終了を踏まえ、ワクチン接種の円滑な実施などを追記、その他、別紙1ステージ判断指標等の変更、イベントの開催条件を別に定める整理 |
| 改正日：令和3年10月11日 | 令和3年7月31日からの早期集中対策など一連の対策の終了を踏まえ、第三者認証制度の普及と認証取得店の拡大に関する事項の整理など |

感染拡大防止に向けたステージごとの主な対応 1/3

| 区分 | ステージ I (感染散発) | ステージ II (感染新增) | ステージ III (感染急増) | ステージ IV (感染爆発) |
|------|------------------------------|---|---|--|
| 感染状況 | ■ 感染者が散発的に発生 (疫学的状況) | ■ クラスターが度々発生し、感染者がだんだんと増え、重症者が徐々に増加 | ■ ステージ II に比べ、クラスターが広範囲に多発するなど、感染者が急増 | ■ 大規模かつ深刻なクラスター連鎖が発生し、爆発的な感染拡大により、高齢者や高リスク者が多くの重症者や死亡者が発生し始める。 |
| 医療状況 | ■ 医療提供体制に特段の支障がない。 (医療状況) | ■ 保健所などの公衆衛生体制の負荷も増大 ■ 一般医療も実施する中で、医療提供体制への負荷が蓄積しつつある。 | ■ 新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制の負荷がさらに高まる。 ■ 一般医療にも大きな支障が発生することを避けるための対応が必要 | ■ 公衆衛生体制及び医療提供体制が機能不全に陥ることを避けるための対応が必要 |

指標 (めやす)

- ◇ 警戒基準値
ステージ III に移行しないように対策を講じるめやす
- 新規報告数(直近1週間の人口10万人当たりの感染者数)が 4人以上
(換算値：平均16人/日)

- 《ステージ IVへの移行めやす》
- ① 病床のひつ迫具合
(病床全体及び重症者用病床のそれぞれについて)
 - 確保病床(フェーズにおける最大確保病床数)の使用率が 50%以上
 - 入院率が25%以下(ただし、人口10万人あたりの全療養者(入院者、自宅・宿泊療養者)数が10人以上の場合のみ適用)
 - 入院率が40%以下(ただし、人口10万人あたりの全療養者(入院者、自宅・宿泊療養者)数が10人以上の場合のみ適用)
 - 入院率が40%以上(ただし、人口10万人あたりの全療養者(入院者、自宅・宿泊療養者)数が20人以上)
 - ③ PCR陽性率が 5%以上
 - ④ 新規報告数(直近1週間の人口10万人あたりの感染者数)が 15人以上
 - ⑤ 感染経路不明割合が 50%以上
 - ② 人口10万人あたりの全療養者(入院者、自宅・宿泊療養者)数が 30人以上
 - ③ PCR陽性率が 10%以上
 - ④ 新規報告数(直近1週間の人口10万人あたりの感染者数)が 25人以上
 - ⑤ 感染経路不明割合が 50%以上

感染拡大防止に向けたステージごとの主な対応 2/3

| 区分 | ステージⅠ (感染散発) | ステージⅡ (感染漸増) | ステージⅢ (感染急増) | ステージⅣ (感染爆発) |
|------------|---|--|--|---|
| 県民の皆様への要請 | 3空回避、体調管理、マスク着用、手洗い・咳工チケット、人との距離確保 「広島コロナお知らせQR」の積極的な利用、接触確認アプリのインストール | 警戒基準値に達する場合の取組例 ＜家庭での感染が多い場合＞ ■風邪症状が出た場合の早期受診の徹底 ■家庭内の体調チェックを実施 ＜飲食店などでの感染が多い場合＞ ■大声で話す・大声での応援などを控える。 | ■夜間や酒類を提供する飲食店への外出自粛 ■飲食店における人数制限 ■感染予防を徹底できない場合の感染が拡大している地域との県境を越えた移動の自粛 | ■外出の自粛 ■県境を越えた移動の自粛 ■集会の人数制限 |
| 事業者・企業への要請 | 感染防止のための業種別ガイドラインなどの順守徹底・適宜見直し Web会議・テレワークの活用、時差出勤、座席間距離確保、執務オフィス分散 | 「広島コロナお知らせQR」の積極的な導入、接触確認アプリの活用 | ガイドラインを順守していない酒類提供を行う飲食店の休業 ■イベント開催の見直し ■観光地施設などの入場制限 ■飲食店における人数制限 ■感染予防を徹底している地域との県境を越えた出張の自粛 | ■生活必需品を取り扱う事業者などを除き、施設の使用制限 ■観光地施設や公共施設の人数制限や閉鎖 ■イベントの開催自粛 ■出張の自粛、出勤をできるだけ回避 |

感染拡大防止に向けたステージごとの主な対応 3/3

| 区分 | ステージ I (感染散発) | ステージ II (感染漸増) | ステージ III (感染急増) | ステージ IV (感染爆発) |
|-------------------|---|--|---|--|
| 行政の取組 | | | | |
| | <p><感染者の早期発見></p> <ul style="list-style-type: none">■ 積極的疫学調査の実施■ 検査対象とする接触者の拡大 | <p><感染者の早期発見></p> <ul style="list-style-type: none">■ 身近な医療機関での検体採取の実施■ 「広島コロナお知らせQR」の普及 | <p><情報分析></p> <ul style="list-style-type: none">■ 感染経路・要因の分析■ クラスター発生状況の分析 | <p><情報分析></p> <ul style="list-style-type: none">■ 風邪症状状時の検査実施■ 分析に基づく対策強化 |
| <感染拡大に備えた医療体制の整備> | | | | |
| | <p>■ 感染者のためにの入院病床の確保、軽症者・無症状者用の宿泊療養施設の確保</p> <p>■ 検査機器の整備などによる検査能力の拡大</p> <p>■ 医療従事者などに対する支援</p> | <p><感染拡大に備えた医療体制の整備></p> <ul style="list-style-type: none">■ 感染者用の宿泊療養施設の確保■ 医療資機材の確保、機材を扱う人材の確保■ 感染症医療支援チーム及びDMAT・DPATの派遣支援 | <p><保健所の体制強化></p> <ul style="list-style-type: none">■ 人的・機械的体制の整備 | <p><感染予防・拡大防止></p> <ul style="list-style-type: none">■ ファイドラインの提示■ 明確なメッセージ発信 |
| 警戒基準値に達する場合の取組例 | | | | |
| | <p>■ 県民・事業者への警戒強化の呼び掛け</p> <p>■ 感染力増加している要因を分析し、発生状況などを基に、対象を絞った対策を実施</p> <p>■ 感染拡大業種・地域などを対象とした検査実施</p> <p>■ 感染拡大地域でのキャラバン隊の巡回</p> | <p><休業要請を行った場合の事業者支援></p> <ul style="list-style-type: none">■ 「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の拡大■ 宣言内容の確認・助言 | <p><宿泊療養により難しい場合における軽症者・無症状者で重症化リスクの低い人にに対する自宅療養の実施></p> <ul style="list-style-type: none">■ 重症化リスクの高い発症者を優先的に対応■ 臨時時の医療施設の運用・追加 | |

別紙2

1 家庭内における感染防止の実践例

【換気、湿度】

- ・こまめに換気をしましょう。（1時間ごとに5～10分又は常時窓を少し開けておく）
台所や洗面所などの換気扇を常時運転することでも、最小限の換気量は確保できます。
- ・18℃を目安に室温が下がらないよう暖房器具を利用しながら、窓を少し開けましょう。
暖房器具の近くの窓を開けると、入ってくる冷気が温められるので、室温低下を防ぐことができます。
- ・湿度の管理をしましょう。（加湿器を使った保湿を。目安は50～60%）

【家に帰ったら】

- ・うがい、水と石鹼で30秒以上手を洗いましょう。
- ・手指消毒は、15秒以上かけて手に擦り込む（指先や手首も）ようにしましょう。
- ・使用した不織布マスクは、部屋に入る前に捨てましょう。
- ・衣服も、すぐに着替えましょう。

【食事】

- ・食事の前には、手洗い・消毒をしましょう。
- ・できれば、時間をずらす、真正面は避ける、テーブルを別にするなど、工夫しましょう。
- ・食事は短時間で会話を控えましょう。
- ・料理は、大皿は避け、個々に盛り付けましょう。
- ・取箸は使い回さずに最初に取り分けましょう。
- ・食器や箸、スプーンなどの共用は避けましょう。
- ・普段、会わない人との会食は避けましょう。

【広げない】

- ・共有部分（トイレ、ドアノブ、電気スイッチなど）を1日1回以上、消毒しましょう。
- ・トイレ、キッチン、洗面所でのタオルの共用を避けましょう。（ペーパータオルの活用）
- ・歯ブラシは個別に保管しましょう。コップは別々のものを使いましょう。
- ・トイレでは、蓋を閉めてから水を流しましょう。

【消毒、手洗い】

- ・拭き終わった雑巾は、パタパタさせず静かに内側に包み込みましょう。
- ・拭き掃除は、一方向に行いましょう。
- ・アルコール消毒の場合、乾いた雑巾を使いましょう。（濡れ雑巾は濃度低下）
- ・帰宅時、出社/退社時、食事の前、トイレの後は、手洗い・消毒をしましょう。
- ・携帯電話やスマートフォンは、家に帰ったら除菌シートなどで拭きましょう。
- ・動物との過度な接触は控え、普段から動物に接触した後は、手洗い・消毒をしましょう。
- ・トイレが汚れた場合には、市販されている家庭用漂白剤等、またはアルコールできれいに拭きましょう。
- ・ゴミは密閉して捨てましょう。

【健康管理など】

- ・毎朝の体温測定、健康チェックをしましょう。
- ・発症した時のため、誰とどこで会ったかをメモしておきましょう。
- ・体調が悪い家族がいるときは、家族全員がマスクを着用しましょう。（乳幼児、特に2歳未満は推奨されません。）また、迷わず、かかりつけ医又は積極ガードダイヤルに連絡しましょう。
- ・接触確認アプリ、広島コロナお知らせQRを活用しましょう。
- ・買い物は、できるだけまとめて行うようにして、外出機会を減らしましょう。
- ・面会の代わりにスマートフォン等を活用して、リモートで交流を保ちましょう。

【家族に発熱、咳などの症状が出たら】

- ・迷わず受診をしましょう～かかりつけ医又は積極ガードダイヤル
- ・部屋を分け、個室にし、食事や寝る時も別室としましょう。
- ・定期的に換気し、共有スペースや他の部屋も窓を開け、換気をしましょう。
- ・ご本人は、極力部屋から出ないようにしましょう。
トイレ、バスルームなど共有スペースの利用は最小限に。
- ・お世話はできるだけ限られた方で行いましょう。
- ・こまめに手洗い、アルコール消毒をしましょう。
- ・手で触れる共有部分を消毒をしましょう。
- ・使用したマスクは他の部屋に持ち出さないようにしましょう。
- ・マスクの表面には手を触れず、外した後は必ず石鹼で手を洗うか、アルコール消毒をしましょう。
- ・汚れた衣服や、リネンは、手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し、完全に乾かしてください。
- ・ごみは密閉して捨てましょう。
- ・家族の方も仕事や外出は避け、毎日の健康観察を行いましょう。

2 季節の行事等における注意点

| 区分 | 行事例 | 注意点 |
|---------------|---|--|
| 密閉・密集・密接を伴うもの | 入学式、入社式、成人式、卒業式など | <ul style="list-style-type: none">・マスク、換気などの感染防止を徹底・人ととの間隔を十分確保 |
| 大人数での飲食を伴うもの | 花見、歓送迎会、納涼会、クリスマスパーティ、忘年会、新年会、謝恩会、花火大会や初詣等の前後における飲食の場など | <ul style="list-style-type: none">・飲食を伴わない開催を検討・飲食を伴う場合は、会話の際は必ずマスクを着用し、正面や真横を避けて座る・屋内で開催する場合は、パーテーションの設置など感染防止対策が徹底されている「広島積極ガード店ゴールド」などを利用 |
| 他地域との往来を伴うもの | 大型連休を利用した旅行、お盆や年末年始等における帰省、卒業旅行など | <ul style="list-style-type: none">・感染リスクの高い地域への旅行（帰省）は控える・なるべく混雑しない時間帯に、家族やいつも仲間で行動 |

（参考）マスクについて ※厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ & A」より引用

- ・マスクの素材や、人と人の距離感等によって、マスクの効果には違いが生まれます。
- ・一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果を持ちます。
- ・次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があります。
- ・自分の顔にぴったりとフィットしているマスクを選ぶことが重要です。

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。
- また、感覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、層カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狹い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



場面⑥ 大人数や長時間におよぶ飲食

場面⑦ 大人数や長時間におよぶ飲食

寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント

1. 基本的な感染防止対策の実施

- マスクを着用
(ウイルスを移さない)
- 人と人の距離を確保
(1mを目安に)
- 「5つの場面」「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を参考に
- 3密を避ける、大声を出さない

2. 寒い環境でも換気の実施

○機械換気にによる常時換気を

(強制的に換気を行うもので2003年7月以降は住宅にも設置。)
○機械換気が設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で

常時窓開け (窓を少し開け、室温は18°C以上を目安!)

また、連続した部屋等を用いた2段階の換気やHEPAフィルター付きの空気清浄機の使用も考えられる

(例：使用していらない部屋の窓を大きく開ける)

○飲食店等で可能な場合は、CO2センターを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気により1000ppm以下(*)を維持

*機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。

3. 適度な保湿(湿度40%以上を目安)

- 換気しながら加湿を
(加湿器使用や洗濯物の室内干し)
- こまめな拭き掃除を

『5つの場面』

- 場面1：飲酒を伴う懇親会
- 場面2：大人数や長時間におよぶ飲食
- 場面3：マスクなしでの会話
- 場面4：狭い空間での共同生活
- 場面5：居場所の切り替わり



CO2センサー

広島県におけるイベントの開催条件について

令和3年10月15日適用
新型コロナウイルス感染症広島県対策本部

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、イベントの主催者に対して、次のとおり要請する。

業種ごとに業界団体が策定した感染拡大防止ガイドラインを順守することや後記「感染防止対策」を講じることを前提に、次の参加人数を目安として、イベントを開催することができるとしている。その場合の、参加人数等については、以下のとおりとする。

1 参加人数

次の（1）人数上限及び（2）収容率要件による人数のいずれか少ない方を限度とする。

（1）人数上限

① 収容定員が設定されている場合

- ・5,000人
- ・収容定員の50%（令和3年10月30日までは、最大10,000人）による人数のいずれか多い方を上限とする。

② 収容定員が設定されていない場合

次の「収容率要件」①、②における「収容定員が設定されていない場合」の例による。

（2）収容率要件

① 大声での歓声、声援などが想定されない場合

収容率の上限を100%とする。具体例は次のとおりである。

a 参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保ができる場合

収容定員までの参加人数とする。

b 参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができる場合

- ・収容定員が設定されている場合は、収容定員までの参加人数とする。
- ・収容定員が設定されていない場合は、密集・密接が発生しない程度の間隔（最低限、人と人が接触しない程度の間隔）を空けることとする。

なお、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場や区域内の適切な行動確保ができない場合は、後記「祭りなどの行事の開催について」によることとする。

【大声での歓声、声援などが想定されないイベントの例】

| | |
|-------|--|
| 音楽 | クラシック音楽、歌劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲などのコンサート |
| 演劇等 | 現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンスなど |
| 舞踊 | バレエ、現代舞踊、民族舞踊など |
| 伝統芸能 | 雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞など |
| 芸能・演芸 | 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術など |
| 講演・式典 | 各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベントなど |
| 展示会 | 各種展示会、商談会、各種ショーエ |

② 大声での歓声、声援などが想定される場合

収容率は、次の具体例のとおりとする。

a 参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保ができる場合

異なるグループ又は個人間では、座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席などの間隔を設けなくてもよい。この場合、参加人数は、収容定員の50%を超えることもありうる。

b 参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができる場合

- ・ 収容定員が設定されている場合は、収容定員の50%までの参加人数とする。
- ・ 収容定員が設定されていない場合は、十分な人ととの間隔（1m）を空けることとする。

なお、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場や区域内の適切な行動確保ができない場合は、後記「祭りなどの行事の開催について」によることとする。

【大声での歓声、声援などが想定されるイベントの例】

| | |
|---------------|-------------------------|
| 音楽 | ロックコンサート、ポップコンサートなど |
| スポーツイベント | サッカー、野球、大相撲など |
| 公営競技 | 競馬、競輪、競艇、オートレースなど |
| 公演 | キャラクターショーなど |
| ライブハウス・ナイトクラブ | ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント |

2 感染防止対策

(1) 消毒の徹底等

出入口、トイレなどの手指消毒、施設内のこまめな消毒、手洗いの奨励など

(2) マスク常時着用の担保

マスク着用状況を確認し、マスクを持参していない人がいた場合は主催者側で配付など

(3) 飲食の制限

飲食用に感染防止対策を行ったエリア以外での飲食の制限、休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底など

(4) 有症状者の出演、入場などを確実に防止

検温を実施し、発熱などの症状がある場合は、イベントへの参加を控えてもらうようにする。入場を断った際の料金払い戻し措置を規定する。有症状の出演者などは、出演・練習を控えるなど

(5) 参加者の把握

事前予約時又は入場時の参加者連絡先の把握、接触確認アプリや「広島コロナお知らせQR」の積極的活用、QRコードを入口に掲示すること等具体的な促進措置の導入など

(6) 大声を出さないことの担保

大声を出す人がいた場合、個別に注意・対応できるようにする。スポーツイベントなどでは、鳴り物の使用を禁止し、個別に注意・対応できるようにするなど

(7) 3密の回避

こまめな換気、入退場や休憩時間のロビー・トイレなどの密集回避（時間差入退場、人員の配置、導線の確保など）、休憩時間中やイベント前後の食事などでの感染防止の徹底、入場口・トイレ・

売店などの密集が回避できない場合は、その収容能力に応じて人数上限などを下回る制限の実施など

(8) 演者と観客間の接触・飛沫感染リスクの排除

演者、選手などと観客がイベント前後や休憩時間などに接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがある場合は開催を見合わせる。演者が歌唱などを行う場合には、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）など

(9) 交通機関、イベント後の打ち上げなどにおける3密の回避

イベント前後の公共交通機関、飲食店などの密集を回避するため、交通機関、飲食店などの分散利用について注意喚起など

(10) ガイドラインを遵守する旨の公表

業種別ガイドラインに従った取組を行う旨をHP等で公表するなど

3 飲食の取扱いについて

飲食を伴うイベントについては、1(2)収容率要件の①「大声での歓声、声援などが想定されない場合」には該当しないものとして取り扱うが、必要な感染防止対策に加え、以下の条件がすべて担保される場合に限り、イベント中の飲食を伴っても「大声での歓声、声援などが想定されない場合」として取り扱う。

(1) 食事時以外のマスク着用厳守

入場時の確認、必要に応じたマスクの配布・販売、イベント前の周知、イベント中の適切な監視体制の構築など

(2) 会話が想定される場合の飲食禁止

発声が想定される場面、会話があり得る場面での飲食禁止の徹底など

(3) 十分な換気

二酸化炭素濃度1000ppm以下かつ測定機器等で当該基準の順守が確認できること、機械換気設備による換気量が30m³/時/人以上に設定されており実際に確保されていることなど（野外の場合は確認を要しない）

(4) 連絡先の把握

可能な限り事前予約制又は入場時の連絡先の把握、「広島コロナお知らせQR」のQRコードの入口への掲示等通知サービス導入に向けた具体的措置の徹底など

(5) 食事時間の短縮

食事時間短縮のための措置を講じるよう努めることなど

4 祭りなどの行事の開催について

祭り、花火大会、野外フェスティバルなどについては、全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、中止を含めて慎重に検討・判断する。

イベントを開催する場合は、十分な人ととの間隔（1m）を設けることとし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断する。

具体的には、次の条件を満たす場合「十分な人ととの間隔を設ける」ことができるものとみなす。

(1) 身体的距離の確保

移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等）、区画あたりの人数制限、ビニールシート等

を用いた適切な対人距離の確保など

(2) 密集の回避

定点カメラ等による混雑状況のモニタリングと発信を行う、誘導人員の配置、時差・分散措置を講じた入退場の実施など

(3) 飲食制限

飲食用に感染防止対策を行ったエリア以外での飲食の制限、休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底など

(4) 大声を出さないことの担保

大声を出す人がいた場合、個別に注意・対応できるようにするなど

(5) イベント前後の行動管理

イベント前後の感染防止の注意喚起、予約システム等の活用による分散利用の促進など

(6) 連絡先の把握

可能な限り事前予約制又は入場時の連絡先の把握、「広島コロナお知らせQR」のQRコードの入口への掲示等通知サービス導入に向けた具体的措置の徹底など

5 事前相談

全国的な人の移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、そのイベントの開催要件等について県に事前相談すること。

その際、1 (2) ②の収容率を超えて実施する場合は、実績聴明資料を合わせて提出すること。

6 実施結果資料の提出

事前相談と合わせて、実績聴明資料を提出したイベントについては、イベント実施後に、実施結果報告書を県及び国の関係府省庁へ提出すること。

その他のイベントについては、感染者の参加や、大声・歓声等の発生、感染防止策不徹底等の事情が生じた場合は、結果報告資料を県及び国の関係府省庁へ提出すること。

7 主催者による感染防止の取組等の公表

イベント参加者が1,000人以下など事前相談の対象とならないイベントにおいて、1 (2) ②の収容率を超えて実施する場合は、感染防止策チェックリスト、実績聴明資料、結果報告資料をHP等で公表すること。